

大阪市立大学教職課程委員会規程

平成 19 年 3 月 19 日

規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学教育推進本部規程第 6 条に基づき、大阪市立大学教育推進本部の専門委員会として設置する教職課程委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各研究科教授会(医学研究科、創造都市研究科及び看護学研究科教授会を除く。)から選ばれた教員各 1 名
- (2) 人権問題研究センター研究員会議から選ばれた教員 1 名
- (3) その他教務担当部長が必要と認めた者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、学生の教員免許取得を円滑に行なうため、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)による諸教科(以下「教職課程」という。)に関する次の事項を審議する。

- (1) 教科に関する科目の提供及び開講に関する事項
- (2) 教職に関する科目の提供及び開講に関する事項
- (3) 教職課程を担当する教員の委嘱に関する事項
- (4) 教職課程の履修方法に関する事項
- (5) その他教職課程に関し必要な事項

2 委員会は、教育研究評議会からの委託に基づき、大学院研究科に係る教職課程に関する事項を審議することができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を掌理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、大学運営本部学務企画課において行う。

(施行の細目)

第 8 条 この規程の施行について必要な事項は、委員会の議を経て教務担当部長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日規程第 24 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日規程第 104 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。